

広島県告示第五百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和八年五月十一日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	住所又は事務所 の 所 在 地	指 定 を し た 日	委 託 し た 公 金 事 務 に 係 る 歳 入 等 （ 歳 出 ） の 内 容	委 託 を し た 日 （ 委 託 期 間 ）
廿日市市	廿日市市下平良 一丁目一番一 号	令和八年四月一 日	広島県健康福祉 局が所掌する手 数料	令和八年四月一 日 （令和八年四月 一〜令和九年三 月三十一日）